

特定健診未受診者対策事業委託業務基本仕様書

1. 事業年度・番号 令和8年度 第21号
2. 委託業務名 特定健診未受診者対策事業委託業務
(以下、「本業務」という。)
3. 業務の目的
本業務は、国保ヘルスアップ事業により実施するものとし、ソーシャルマーケティングの手法を取り入れた対象者の特性に応じた特定健診受診勧奨の実施、受診結果の分析を行うことにより、特定健診の受診率の向上を目的とする。
4. 事業費上限額
6,573,600円(消費税及び地方消費税を含む)
※この金額は契約金額の上限を示すもので、この金額によって契約することを約束するものではない。
5. 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
6. 契約保証金の有無 免除
7. 委託業務の内容
 - (1)事業計画書の作成
契約締結後本市との協議の上、速やかに事業計画書を作成する。計画は提案した内容に基づくものとし、勧奨の時期、本市からのデータ提供希望時期など詳細なスケジュールを記載すること。
 - (2)データ分析業務
本市から提供される特定健診の受診履歴・結果・問診票のデータ等を分析し、受診勧奨すべき対象者を抽出するとともに、ソーシャルマーケティングの手法を取り入れて健康意識等の特徴別に分類すること。
 - (3)特定健診未受診者に対する受診勧奨
 - ・事業対象者は約9,000人(1回目通知6,500通、2回目通知5,500通想定)
 - ・通知はA4圧着(A3横サイズの見開きをA4サイズに折り込み圧着)1回以上を含む2回発送するものとし、印刷及び発送費用は受託者の負担とする。

- ・本市から提供される健診受診者などの除外対象者となる情報をもとに、最終的な勧奨対象者に発送を行うこと。除外対象者の情報は、2週間前(受託者との協議により短くなる可能性あり)までの授受とし、それ以降の勧奨対象者の変更は原則行わない。請求時の数量はこの時の発送数とする。

- ・通知物発送後速やかに、市に対し各5部のサンプルを納品する。

- ・(2)で分析したデータをもとに、電話勧奨の効果が高いと推定できる受診勧奨対象者のリストをExcel(またはCSV)ファイルで提供し、支援・助言を行うこと。

(4) 勧奨結果の分析および報告

- ・本市の特定健診の受診結果の分析を行う。

- ・受託者は受診勧奨業務の実施による効果および受診率の変化等を分析・検証した結果を記載した報告書を作成し、令和9年3月末までに本市に報告する。

- ・上記分析を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、本市に提案を行う。

(5) 上記以外の受診率を向上させる方法等の提案と実施

- ・特定テーマ提案書に示した提案を含むものとする。

- ・電話やSMSによる受診勧奨以外の方法とする。

8. 提供データ

(1) 提供可能データ

本市から提供可能なデータは以下のとおりとする。これ以外に希望するデータがある場合は、本市が使用するシステムから提供可能なものに限り、双方協議の上で提供の可否を決定する。

- レセプトデータ
 - ・医科 「21_RECDEINFO_MED.CSV」
 - ・DPC 「22_RECDEINFO_DPC.CSV」
 - ・調剤 「24_RECDEINFO_PHA.CSV」

●健康診査データ

- ・特定健診受診者CSVファイル 「FKAC131」
- ・特定健診結果等情報作成抽出(受診券情報)ファイル 「FKAC161」
- ・特定健診結果等情報作成抽出(健診結果情報)ファイル 「FKAC163」
- ・特定健診結果等情報作成抽出(その他の結果情報)ファイル 「FKAC164」
- ・特定健診結果等情報作成抽出(検診結果情報(横展開))ファイル「FKAC167」

●その他データ

- ・通知送付用宛名データ等、本市健康管理システムより作成可能なデータ(宛名番号、郵便番号、住所、住所肩書、漢字氏名、カタカナ氏名、保険証番号、適用開始日等の抽出が可能)

- ・外字ファイル(ファイル形式:TTE)

(2)データの授受

データを授受する際には、LGWAN回線の利用や、追跡可能で施錠可能なケースに入れて運搬する配送サービス(セキュリティ便、個人情報輸送等)等の利用により個人情報の保護を考慮すること。この場合の費用は受託者が負担する。

9. その他

(1)業務の遂行に当たり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等に基づき適正な個人情報の取扱いを行うこと。また、橋本市から受託者に貸与した書類などを含め、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

(2)本業務における成果品等の著作権は、受注者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、本市に帰属するものとし、本市の了承なしに成果品の内容等を漏らしてはならない。なお、本委託業務における成果品等の利用については、双方協議のもとに行うこととする。

(3)使用する写真、図表、イラスト等については、受託者の負担・責任において用意し、著作権等の侵害がないよう十分留意すること。

(4)この契約による委託業務の全部または大部分を一括して第三者に委任し、または請負わせてはならない。ただし一部の場合において、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(5)委託料の支払いについては、受託者は業務完了後、検査を受け受理された後に委託料の支払い請求を行う。委託者は、請求があった日から起算して30日以内に一括して委託料を支払うものとする。

(6)この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。